

第 9 号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

職員の退職手当に関する条例（昭和 30 年亀岡市条例第 28 号）
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 1 1 月 2 6 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和 30 年亀岡市条例第 28 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 4 条に次のただし書を加える。

ただし、その者が退職の日の翌日に再び同一の特別職の職員と
なったときは、引き続いて在職したものとみなすことができる。
附則に次の 1 項を加える。

- 7 特別職の職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場
合には、その遺族）に支給する退職手当の額は、第 1 2 条及び第
1 3 条の規定にかかわらず、それぞれの規定により算定した額に
市長、副市長及び病院事業管理者は 1 0 0 分の 9 0、教育長は
1 0 0 分の 9 2 の割合を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 特別職の職員の退職手当の額について、市長、副市長及び病院事業管理者は100分の10、教育長は100分の8を減額すること。
- 2 特別職の職員が引き続いて同一の特別職の職員となったときは、引き続いて在職したものとみなし、その者の退職手当の支給時期を弾力的に取り扱うことができることとすること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。